

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会 神奈川県支部規約

(名 称)

第1条 この支部（以下「本会」という）を、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都日野市平山5-19-11全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、その目的を次の通りとする。

- (1) 全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会との緊密な連携をとり、子宮頸がんワクチン接種者追跡調査や被害者の救済と支援を求めていく。
- (2) 子宮頸がんワクチン定期接種化による新たな被害拡大を防ぐために活動するものとする。

(組 織)

第4条 本会は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部の趣意書（別紙1）に賛同し協力するために神奈川県内の子宮頸がんワクチン被害者とその家族また神奈川県内に在勤する者及び神奈川県支部賛同人によって組織する。

(事 業)

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互又は賛同人との情報交換を行い親睦を図る。
- (2) 被害状況の情報収集を行い会員で情報を共有する。
- (3) 子宮頸がんワクチンの問題性を提起する。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

(会 員)

第6条 本会の会員は、正会員と賛助会員で構成し、本会の趣旨に賛同し、本会の行う活動に協力するものとする。

2. 正会員は、神奈川県内に在住または在勤している被害者本人を含む1世帯1名をもって、正会員とする。
3. 賛助会員は、本会設立趣意書に賛同し、神奈川県支部賛同人リストに名前の公表、賛助金を支払い、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会メーリングリスト及び神奈川県支部メーリングリストに登録を行ったものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 名簿管理担当 1名

(4) 会計担当 1名

(5) 会計監査 1名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において会員により選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合、補充のために選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 役員任務は次の通りとする。

(1) 代表は、本会を代表し本会を統括する。

(2) 副代表は、代表を補佐する。

(3) 名簿管理担当は、会員の入退会、会員及び賛同人のメール送受信管理を行う。

(4) 会計担当は、会計事務及び本会通帳管理及び会費の徴収を担当する。

(5) 会計監査は、会計を監査し、会計年度終了後の総会において、その結果を報告する。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(総会)

第12条 総会は次の通り行う。

(1) 定期総会と臨時総会とする。

(2) 定期総会は年1回とし代表がこれを招集する。

(3) 定期総会での決議事項は次の通りとする。

①前年度の事業報告、会計報告、会計監査報告及び当該年度の事業計画及び予算案。

②役員を選出及び解任。

③その他特に重要な事項。

(4) 臨時総会は、必要に応じてこれを開催する。

(5) 総会は、出席者と代理委任を受けた代表の出席により成立し、議事は出席者（委任状によるものを含む）の3分の2以上によって決定する。

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ随時開催する。

2. 役員会には第7条に定める役員その他、賛同人及び必要な会員を招集することができる。

3. 役員会での決定事項は次の通りとする。

(1) 総会への提案及び報告事項。

(2) 事業計画及び予算に基づく、事業及び支出の決定。

(3) その他、第3条の目的を達成するために必要な事項の決定。

(会費)

第14条 本会の会費は、事業執行上必要な経費をもとに予算案の中で定め、総会においてその額を決定する。(別表1)

2. 途中入会の場合は年額を月割りにし、その額を算定する。

3. 会計年度途中での退会については、会費の返金は行わない。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及び寄付金その他によりこれを賄う。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(個人情報の保護について)

第17条 会員の個人情報に関しては、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の保護に務め、原則としては本会の活動に関する情報の提供やそれらに関する連絡以外には使用しないこととし、個人情報を他機関に提供する際は、個人の承諾を得ることとする。

2. 会が指定する重要な情報は第三者に漏らしてはならない。また、情報を漏洩し会の運営に支障、混乱を招いたものは退会処分とする。

(その他)

第18条 本規約の改廃については、総会で出席者（委任状によるものも含む）の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

1. 本規約を実施するために必要な事項は役員会の決議により別途定めることとする。
2. 本規約は2013年12月21日よりこれを実施する。
3. 2013年12月21日決定事項として、会費を以下の通りとする。

別表1

会 員	年額	2400円
賛助会員	年額	1000円

4. 本規約は17条2を追記し2015年5月16日より、本改訂版を実施する。

## 全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会『神奈川県支部』設立趣意書

2009年厚生労働省により認可販売開始された子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）は、2010年より任意接種にもにかかわらず、国と自治体の補助金が出る「接種緊急促進事業」が行われてきました。2013年3月には、杉並区で重篤な副反応に苦しむ女子中学生の新聞記事をきっかけに、全国から同様の被害に苦しむ被害者が声を挙げ始め、3月25日に設立されたのが「全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会」です。

その後も同様の被害を訴える被害者は増え続け6月14日のワクチン分科会副反応検討部会審議会による「積極的な勧奨の見合わせ」が決定しましたが未だに接種できる状態にあります。被害者連絡会は、被害状況の収集、共有、広報を通じて、子宮頸がんワクチン接種の問題を提起し、被害者の救済を求め、定期接種化による新たな被害拡大を防ぐために活動していますが、連絡会設立後も被害相談件数は約750件あり、被害者会登録者数は180名余りとなっています。そして、未だ事務局の電話は鳴り止むことはなく、新たな被害者が全国で生まれ続けています。

神奈川県内在住被害者も19名が全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会に登録されており、子宮頸がんワクチン接種後の副反応の多岐にわたる神経筋症状に加え学校にも通えず、日常生活にも支障をきたしている深刻な状態です。また県内においては医師の無理解により精神的二次被害を受け、治療にあたる医療機関もなく、診察のためには体調の悪い中、何時間もかけ行かなければなりません。

そこで、神奈川県内被害者家族が集結し、より一層きめ細かな被害状況や情報の収集と共有、広報を通じて、子宮頸がんワクチンの問題性を提起し、子宮頸がんワクチン接種者追跡調査や被害者の救済と支援を求め、定期接種化による新たな被害拡大を防ぐ為に活動していきます。全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会「神奈川県支部」設立を機会に、是非多くの方々に賛同人となって頂き、被害者救済と支援にご協力、ご参加くださいますようお願い致します。

平成25年11月11日

神奈川県支部 設立発起人  
山田 真美子